生徒心得

1　登 下 校　出校日は生徒玄関へ８時２０分までに入り、１９時３０分までに生徒玄関から出る。

2　挨　　拶　校内外での挨拶を励行する。

3　欠席・忌引　欠席や忌引をする場合は、原則としてその理由を保護者から事前にホームルーム担任に連絡してもらう。

4　遅　　刻　体調不良やその他諸事情で遅刻する場合は、原則として保護者から事前にその理由をホームルーム担任に連絡をしてもらう。

5　早退・外出　所用のため外出又は早退する場合は、別紙届出用紙に記入し、ホームルーム担任の許可を受ける。

6　集　　会　体育館及び講堂での全校集会や学年集会には、決められた順番ですみやかに入場し、静粛にする。

7　清　　掃　各ホームルームは、教室及び定められた分担区域を清掃する。

8　昼　　食　原則として、各自のホームルームで食事をする。また、昼食のための外出はしない。

9　所 持 品

一　所持品には、固有番号や氏名等を明記する。

二　トランプ・ゲーム機・マンガ本などの学習に関係のないものは、持ち込まない。

三　貴重品の自己管理を徹底する。特に、体育の時間や放課後の部活動等の際は十分に気をつけ、場合によっては担任や部活動顧問に預けるなどの対策を講じる。

四　校内で紛失又は拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届ける。

10　携帯電話等の通信機器

一　指定された許可区域で利用する。

二　持参した場合は、電源を切り、バッグなどに閉まっておく。

三　緊急時や授業等で教職員が必要と認めた場合、指示のあった場所や時間に使用することができる。

11　校内掲示　校内外にポスターを掲示する場合は、あらかじめ生徒指導部に内容を説明して許可を得、許可印をもらってから掲示する。

12　休日出校　休日に部活動等で出校する場合は、本校の制服着用を原則とするが、本校体育着や各チームのジャージー等の運動着も認める。但し、私服は認めない。また、休日の学校開校時間が異なるため、機械警備の時間に合わせて登下校する。

13　外出・外泊

一　外出時は他人に迷惑を掛けないなどのマナーを守り、風紀を乱すような行為は決してしない。

二　夜間外出は、原則として 21 時までとする。

三　無断外泊はしない。

14　校外活動　学校行事以外の催し物等に参加したい場合は、校外活動参加願を提出し許可を受ける。

15　出入り場所

一　飲酒をメインにした居酒屋やスナック、バーなど、風紀上、高校生が出入りするのに相応しくない場所への出入りはしない。

二　法規上、18 歳未満の出入りが禁じられているパチンコ店等の遊技場への出入りも絶

対にしない。

16　アルバイト　経済的な事情など特別な場合に限り、担任及び学年団・生徒指導部に相談した上で、アルバイト届を提出し、許可を受けることができる。

【許可基準】

①学業の妨げにならないことが絶対条件である。

②風紀上、高校生が出入りするのに相応しくない場所でのアルバイトはしない。

③アルバイト終了時間は、21 時までには帰宅できる時間とする。

17　旅　　行

一　個人または生徒同士で旅行をする場合は、旅行届を提出する。

二　キャンプ・遊泳・登山・スキーなどの野外活動をする場合は、保護者など管理者の同行を原則とし、十分事故防止に努める。

三　冬山登山はしない。

18　自転車通学

一　登下校に自転車を利用する場合は、自転車通学届を提出する。また、防犯登録をし、毎年、自転車点検を受けて「TS マーク」を貼付する。

二　自転車の泥除け部分に学校ステッカーを必ず貼付する。

三　各学年、各ホームルームごとに所定の場所に施錠のうえ駐輪する。

19　自動車・バイクの免許取得

一　３年次において、以下の条件を満たした者においては、自動車・バイク免許取得を自動車学校入校許可願の提出により許可する。

◇就職内定者は、第３回定例テスト終了後から許可する。

◇大学・専門学校等の推薦合格者及び、就職希望者で１月中旬までに未決定者は、同時期から許可する。

二　在学中は、免許取得後も卒業年度の３月３１日までは、自動車・バイクの運転をしない。但し、就職先等の都合上、どうしても運転が必要な場合は、卒業式後に限り、その旨を届け出て許可を受ける。

20　そ の 他

一　身分証明書は常時携帯する。

二　傘は各学年または各ホームルームごとに定められた場所に置く。

校外団体加入規程

第１条　本校生徒の校外団体加入については、保護者承諾の上、生徒の勉学に支障がなく、また適切な指導者がおり、有意義とみられる団体の場合のみ、これを認める。

第２条　校外団体に加入する場合は、校外団体加入届を提出しなければならない。

第３条　届を提出した生徒は、その団体の催し物等に参加する場合、保護者承諾の上、その都度、校外活動参加願を提出し、許可を受けなければならない。

服装・容儀についての規程

本校生徒の服装を次のように定める。また、常に清潔感溢れる服装を心掛ける。

第１条　制　服

一　冬季の制服

【女子】

（1）本校指定のジャケット、スカートおよびスラックス、長袖ブラウス、ボウタイ、黒無地のストッキングを着用する。寒い場合は、黒色のソックスに限り、ストッキングの上に着用を認める。

（2）寒い場合、本校指定のセーターをジャケットの下に着用することは認める。但し、着用の場合は、ジャケットからはみ出さないようにする。

【男子】

（1）本校指定のジャケットとスラックス、長袖シャツ、ネクタイを着用する。

（2）寒い場合、本校指定のセーターをジャケットの下に着用することは認める。

二　夏季の制服

【女子】

（1）本校指定の夏服ベスト、スカートおよびスラックス、長袖又は半袖ブラウス、ボウタイを着用する。

（2）盛夏時は本校指定の盛夏用半袖ブラウスのみの着用も認める。その際、ボウタイの着用は自由とする。

（3）寒い場合、ジャケットにソックスを組み合わせた服装への切り替えは認める。但し、本校指定のセーターを着用することは認めない。

【男子】

（1）本校指定の長袖又は半袖シャツ、スラックスを着用する。尚、ネクタイの着用は自由とする。また、長袖シャツの袖まくりを認める。ネクタイを着用しない場合、シャツの第１ボタンを外すことも認める。

（2）寒い場合、ジャケットを着用することは認める。但し、本校指定のセーターを着用することは認めない。

三　年間を通じての制服

（1）制服は絶対に加工しない。

（2）女子のスカート丈は膝の中心より３cmから７ｃｍ下の範囲内とし、膝が隠れること。

（3）シャツ及びブラウスの中に着るものは華美でない色を着用する。

（4）女子のボウタイは、第１ボタンの位置で着用する。

（5）男子のベルトの色は、黒・紺・茶とする。

（6）男子はスラックスの裾を捲り上げるのは、認めない。

四　衣替え

衣替えの時期は、天候に応じてその都度適宜指示をする。

第２条　頭　髪

【男女共通】

（1）着色・脱色・パーマなどの加工した髪は認めない。

（2）ヘアーアイロンやコテなどで加工した髪も認めない。

（3）前髪は、目にかからないようにする。

【女子】

髪留めを使用する際は無地の黒、紺または茶の色のものとする。

【男子】

（1）清潔感のある自然な髪型に整える。髪を立てるなどの加工髪は認めない。

（2）横髪は耳にかからないようにし、後髪は襟にかからないようにする。

（3）もみあげは、耳たぶを越えないようにする。

第３条　ソックス

（1）無地の白・黒・紺ソックスを着用する。但し、ワンポイントは許容する。

（2）長さは、くるぶしから膝の中間までとする。

（3）冬季に限り、女子はストッキングの上から黒色のソックスを着用することは認める。

第４条　靴

（1）外履は、ローヒールの革靴または運動靴とする。冬季の防寒靴もこれに準ずるが、下足ロッカーに入る長さのものとする。

（2）内履は、各学年に指定されたライン色の学校指定の運動靴とする。

（3）外で体育を行う場合も、各学年に指定されたライン色の学校指定の運動靴とする。

第５条　校章（バッジ）

（1）女子はジャケットの左胸につけ、男子はジャケットの左襟につける。

（2）色は、以下のように定める。

　　１年生－水色　　２年生－赤色　　３年生－銀色

第６条　生徒手帳

（1）男女とも、本校指定のカバーをつけて、ジャケットの胸ポケットに必ず入れておく。

（2）夏季などジャケットを身に付けない服装の場合は、女子は夏服ベスト及び盛夏用半袖ブラウスのポケットに入れ、常時携帯する。同様に、男子もシャツやスラックスのポケットなどに入れ、常時携帯しておく。

第７条　その他

　化粧、眉毛・爪の加工、装飾品の装着は認めない。

『冬季制服』

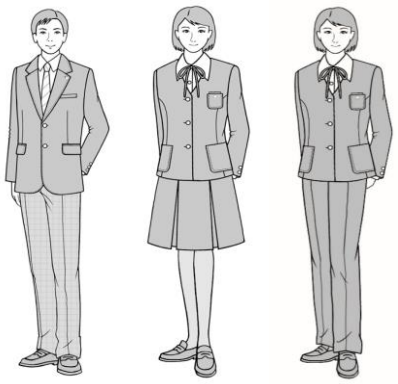

『夏季制服』①

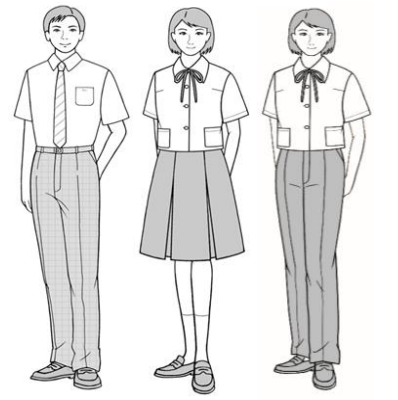
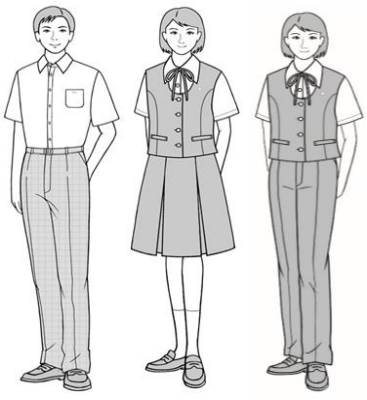
『夏季制服』②